



目次

告示	ページ
○県統計調査の実施及び告示の廃止 (統計分析課)	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	3
公告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課)	3

告 示

高知県告示第9号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示し、令和2年12月高知県告示第972号（県統計調査の実施）は廃止する。

令和4年1月7日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
家畜頭羽数調査（鶏調査）
- 調査の目的
本県における家畜（鶏）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
戸
 - 属性
鶏飼養農家
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
 - 畜舎の構造、棟数及び面積
 - 糞尿処理設備及び機械装置
 - 堆肥の生産量及び利用方法
 - 飼養管理方式
 - 鶏舎形態

キ ヒナの県外からの導入状況

ク 鶏の羽数内訳

(2) その基準となる期日

毎年2月1日

5 報告を求める者

(1) 数

約100戸

(2) 選定方法

県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

職員による調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間

毎年1月上旬から2月下旬まで

高知県告示第10号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年1月7日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市深木字カタヒラ山2465の3から2465の5まで
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第11号
土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和4年1月7日

高知県知事 濱田 省司

- 起業者の名称
南国市
- 事業の種類
南国市地域交流センター駐車場整備事業
- 起業地
 - 収用の部分
南国市大埴字西山新田地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
令和3年11月2日に南国市から申請があった南国市地域交流センター駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、南国市の市民の文化芸術活動を含む生涯学習活動の拠点及び市民交流の拠点並びに防災拠点となる地域交流施設の駐車場を新たに整備する事業であり、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法による公民館若しくは博物館又は図書館法による図書館」及び同条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である南国市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
南国市では、モータリゼーションの進展及び大規模商業施設の郊外への立地に伴い、J R後免駅及び南国市役所の周辺を中心とした中心市街地での商店街の空洞化が進み、その再生が課題となっている。そのため、公共交通機関の利用と連携した新たな人の流れを呼び起こすための中心市街地の再生並びに公共公益施設の誘導及び集約に伴う都市活力の強化を目標とし、平成29年3月に「都市再生整備計画」を策定した。また、同時期に策定した「南国市立地適正化計画」では、J R後免駅及び南国市役所の周辺の中心市街地エリアを都市機能誘導区域

に位置付け、社会経済活動の活性化の促進を目的に、集客及び交流の核となる都市機能誘導施設の整備を図ることとした。施設整備として、南国市立体育館跡地を活用して、老朽化した南国市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）及び南国市立大篠地区公民館（以下「大篠公民館」という。）を合築した地域交流施設を整備することで都市機能を集約し、地区外からの移住者が増加する大篠地区の地域コミュニティの維持増進を図ることとしている。

このうち、昭和42年6月に建てられた中央公民館は、南国市の全市民の利用を目的としていたが、人口の増加及び施設の狭隘さが相まって、公民館での活動に支障をきたしている状況である。また、建築後54年を経過し、壁にひび割れが発生するなど建物本体の老朽化が著しく、電気設備及び給排水設備の老朽化も進み、バリアフリー化及び耐震化もなされていないなど諸問題を抱えている。一方、本市で最も人口の多い大篠地区（令和2年4月30日現在14,434人、市の人口の30.69パーセント）の地区公民館として昭和49年に建てられた大篠公民館は、建築後47年を経過しており、既存の南国市立の地区公民館では最も古く、老朽化などの諸問題を抱えているため、本市内の他の地区に比べて文化祭、敬老会などの公民館活動が制約されたものとなっている。

このため、南国市立体育館跡地に中央公民館と大篠公民館とを合築し、文化的機能及び防災機能を新たに備えた施設として南国市地域交流センター（以下「新施設」という。）を建築することとし、令和4年5月開館を目指して令和2年8月に着工したところである。

新施設へは、市民の足であるときでん交通の後免中町電停及び複数の路線バス停留所が徒歩10分圏内に立地し、利便性が高く、公共交通の利用が期待される。しかし、市民の自動車保有率は、89.9パーセントと非常に高く、多くの市民が日常的に移動手段として自動車を利用しており、既存施設における来客用駐車場38台の利用率も約70パーセント（27台）と高く、施設利用の利便性向上のために、駐車スペースの確保が必要不可欠である。

新施設でのイベント開催時における必要駐車台数を、市立スポーツセンターで開催された行事実績から試算したところ、多目的ホールを利用した500人規模のイベントの開催に必要な駐車台数は、200台であった。また、通常の公民館活動に必要な駐車台数は、27台である。したがって、イベント開催時には、これらを合計した227台分の駐車場が必要となり、新施設に設置される来客用駐車場52台分を差し引いた駐車台数175台分がイベント開催時に不足することとなる。

駐車場の利用が多くなるイベント開催時には、近隣商業施設の駐車場を借り上げて臨時駐車場とすることで対処するものであるが、営業状況、利用条件等により駐車可能台数が変化するため、不足全てを安定的に確保することは困難であると考えられる。そのため、営業状況、利用条件等を考慮した推計では、安定的に確保することができる駐車台数は、73台と見込まれる。したがって、不足する駐車台数175台から73台を差し引き、必要最小限の駐車台数は、102台となる。

新施設は、既存施設での公民館活動を継承することはもとより、文化芸術活動の振興及び次世代への継承を図るため様々なイベント等を実施するほか、市民が交流することができるスペースも設けることで、全ての年齢層の市民が気軽に来館し、日常的に利用することを目的とした施設であり、中心地の賑わい創出にも大きく貢献するものであるため、その整備された機能を十分に発揮し、求められている役割を果たしていくためには、施設利用者の増加に対応し、安全かつ快適に利用することができる駐車場を整備する必要がある。

本件事業によって、市民の文化芸術活動を含む生涯学習活動の拠点及び市民交流の拠点並びに防災拠点として地域交流施設の利用者の利便性の向上が図られることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、本件事業の性格上、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、震動等を生じる施設ではないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

更に、希少野生動植物については、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）に基づき、起業者が特に保護を図る必要があると認められる11種及び高知県レッドリスト（動物編）又は高知県レッドリスト（植物編）に掲載のある動植物は、現地調査の結果、生育は確認されなかった。

また、埋蔵文化財については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の文化財への影響について南国市教育委員会と協議を行った結果、本件事業における掘削深度では埋蔵文化財に影響を与えるものではないことから、試掘調査は行わないこととした。ただし、本件事業の施行において、起業地内に埋蔵文化財包蔵地を含むことが判明した場合は、南国市教育委員会等と調整を図り、発掘調査を行うなど適切な処置を講ずる

こととしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業の起業地の選定に当たっては、利用者の利便性を考慮し、新施設の近接地（徒歩3分程度となる200メートル（1.0m/s）付近を基準とした範囲内をいう。）であること、利用者の安全・安心な移動を確保することができること、起業地への安全な出入りを確保することができること、起業地に接続する道路において円滑な交通を確保することができること及び経済性に優れていることに留意して比較検討を行った。

本件事業に係る起業地は、新施設への距離、将来的な他の事業計画の有無、安全な起業地への出入りの確保、起業地の前面道路の円滑な交通の確保及び起業地付近での利用者の安全な移動の確保について十分な検討のもと、3候補地を選定した上で、それぞれの土地の取得に係る費用等の経済性も考慮し、総合的に判断した結果、他の候補地2案と比較して最も適切であると判断される。

このことから、本件事業に係る起業地が最も適切であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、地域交流施設の駐車場を整備するものであるが、新施設の建設は、令和4年5月開館を目指して令和2年8月に着工したところであり、本件事業も新施設の開館の時期に合わせ施行が急がれる状況である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

新施設でのイベント開催時に相当数の駐車場不足が見込まれることから、近接する敷地に新施設の建設と併せて一体的な駐車場整備を行うものであり、新施設の敷地内において整備する駐車台数及び近隣の商業施設から臨

時駐車場として借用する駐車台数を考慮し、不足する最低確保台数102台に対して起業地の面積3,281.06平方メートルは、これを確保するためのもので、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限の土地の取得であるものと認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 南国市役所

高知県告示第12号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和4年1月7日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市町東野字タノ丸	144番7	6.00	60.77	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中土佐町久礼土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年1月7日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住所
(退任)		
監事	西田 修二	高岡郡中土佐町久礼5693番地
(就任)		
監事	山崎 正明	高岡郡中土佐町久礼4601番地5

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準

用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和4年1月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
高知広域都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課並びに高知市都市建設部都市計画課及びいの町土木課
- 4 縦覧期間
令和4年1月7日から同月21日まで